

## 1 1 公園

### (1) 施設の概要

本市の公園は 147 施設あり、市町村合併前の各地区に分散して立地しています。  
 なお、建物としては公園内トイレ 41 か所、公園内倉庫・物置 2 か所があり、その総延床面積は 815.21 m<sup>2</sup>となります。

平成 27 年 4 月 1 日現在

施設分類	施設数		施設名	所有 状況	管理 形態	代表建築 年度	経過 年数	耐震 補強	総延床面積 (m <sup>2</sup> )	代表建築 物構造
公園	147施設	-	公園(一括計上)	市有	市直営	-	-	-	815.21	-

構造凡例 S: 鉄骨造, RC: 鉄筋コンクリート造, SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造, W: 木造

### (2) 施設の現状と個別の基本的な考え方

#### 1) 公園

##### 施設の現状

公園	
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、緑地にはトイレが 41 か所、公園内倉庫、物置が 2 か所あります。また、建物ではありませんが、83 か所の公園に遊具が設置されており、その遊具数は 260 基となっています。</li> </ul>
利用・運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な利用者数は把握していませんが、市民アンケートの結果では、他の施設に比べ利用頻度が高いことがわかります。</li> </ul>
コスト状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が憩い、または遊びを楽しむ公園を適正に管理するには多額の維持管理費が必要になっていることから、将来にわたって適正管理が可能な遊具、トイレ等の施設規模・配置とするための配置基準を設けることが必要となっています。</li> </ul>

## 基本的な考え方

公 園
将来のあるべき姿
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内施設を含めた統廃合が進み、将来にわたって適正管理が可能な施設規模、配置及び管理方法となっており、市民の憩いの場の形成、都市環境の向上に寄与しています。</li> </ul>
個別の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度までに公園規模に応じた標準的な公園施設（遊具、トイレ等）の配置基準を策定し、協議が整った箇所から公園施設の統廃合を行うとともに、コミュニティガ - デン（公園の菜園化）や指定管理者制度の導入を検討します。</li> <li>都市公園法に基づかない公園（児童遊園等）についても、統廃合を検討します。</li> <li>公園施設の劣化や不具合の早期発見に努めるとともに、「予防保全型」の対策を講じて、ライフサイクルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化を図ります。</li> </ul>

施設分類名	現在保有面積 ( H27.4.1 現在 )	削減想定面積 ( 40 年間 )
公園	815 m <sup>2</sup>	160 m <sup>2</sup> ( 20%程度 )